

飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者のU・I・Jターン促進及び飯綱町への就業の促進を目的として、大学等の修学のために奨学金の貸与を受けた者が町内に居住しながら就労した場合に、その返還した奨学金に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 就労等 次に掲げる場合をいう。

ア 就労 通年就労していること。

イ 就農 町内で認定新規就農者の認定を受けていること、若しくは家族経営協定を締結していること。

ウ 起業 町内に自ら会社を設立し、又は個人事業主となって事業を開始していること。

(2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、高等専門学校、大学（短期大学、大学院を含む。）、同法第124条に規定する専修学校、及び海外に所在する大学若しくは短期大学（学位取得を目的とする就学に限る。）をいう。

(3) 奨学金 次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種奨学金及び第2種奨学金）

イ 都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金に限る。）

エ アからウに掲げるもののほか、町長が認める奨学金等（修学目的とするものに限る。）とする。ただし、飯綱町奨学金の貸付けに関する規則及び飯綱町立飯綱病院看護師修学資金貸与規程（平成19年訓令第1号）第4条に係る償還金の免除又は返還の免除をもって支援補助金とするため対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 飯綱町に居住の実態があり、町に住民登録をしている者

(2) 就労等している者

(3) 補助金を受給する年度の前年度の期間中に月賦、半年賦、年賦により奨学金を返還している者

(4) 大学等の在学期間中に前条に規定する奨学金の貸与を受け、返還を遅滞していない者

(5) 初年度の申請日において満35歳以下の者

- (6) 奨学金返還に関する他の助成制度の適用を受けていない者
 - (7) 転勤等により一時的な住民登録でない者
 - (8) 初回申請日から起算して10年間町内に居住すると誓約できる者
 - (9) 町に納付すべき町税等を滞納していない
 - (10) 飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員でない者
- （補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助金を受給する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金の返還金額に3分の2を乗じた額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、年間20万円を限度とする。ただし、補助金を受給する年度の前年度において飯綱町に居住した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数（1月に満たない月は切り捨てるものとする。）であん分した金額を、補助対象の返還金額とする。

2 複数の奨学金の貸与を受けている場合は、当該奨学金を合算した金額を前項に規定する補助対象の返還金額とする。

3 繰上げ返還等による奨学金の返還金額は、第1項に規定する期間中に返還すべき奨学金の返還金額に含まないものとする。

（交付対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、120月を限度とする。ただし、補助対象者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した月の前月までとする。

2 第3条に規定する要件を満たさなくなった事由が発生した月から36月以内に再び第3条に規定する要件を満たした場合は交付対象期間の残りの期間について、補助金の交付を受けることができる。

（交付申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金交付申請書（兼請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金全体の返還計画を確認することができる書類の写し
- (2) 返還金額を証するもの
- (3) 飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金同意兼誓約書（様式第2号）
- (4) 就労等の状況を確認できる書類
 - ア 就労証明書（様式第3号）
 - イ 別表に記載の書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、原則として毎年5月末日とする。

3 町長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の受給要件を備えるときは、補助金の額及び交付についての決定を行い、申請者に対して飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は前条第3項の規定により補助金の交付を決定した後、交付決定を受けた者に対し、交付決定日から当該年度内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金返還命令書（様式第5号）により補助金の額の決定の全部又は一部を取消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 第3条各号に定める要件を満たしていないことが判明した場合
- （2） 第5条に定める交付対象期間において該当しないことが判明した場合
- （3） 初回申請日から起算して10年を経過する前に36月を超えて町外へ転出した場合
- （4） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認める場合

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象者の就労等区分	就労の状況を確認できる書類の写し
就労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証（社会保険加入者） ・ 源泉徴収票 ・ 就労証明書（様式第3号）
就農	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青年等就農計画認定書 ・ 農業経営改善計画認定書 ・ 家族経営協定書 ・ 確定申告書 ・ 就労証明書（様式第3号）
起業	<p>（法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立届出書の写し ・ 登記事項証明書 ・ 確定申告書

(個人)

- 開業届の写し
- 開業届済証明書
- 確定申告書

様式第1号（第6条関係）

飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金交付申請書（兼請求書）

年 月 日

飯綱町長 様

申請者 住 所
 (フリガナ)
 氏 名
 電話番号

飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて交付を申請します。

記

申請区分	初年度 ・ 年目	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
奨 学 金 名 称		
奨学金貸与機関		
奨学金返還金額	(年 月～ 年 月分) 円	
交 付 申 請 額	補助割合 2/3 限度額 20 万円	千円未満切り捨て 円
金 融 機 関 名	(支店名)	
口 座 種 別	普通 ・ 当座 ・ ()	
口 座 番 号		
(フ リ ガ ナ) 口 座 名 義 人	※本人名義の口座に限る	

<添付書類>

- 奨学金貸与機関が発行する奨学金全体の返還計画を確認できる書類の写し
- 返還金額を証するもの（領収書及び通帳（該当ページ全て）の写し）
- 飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金同意兼誓約書（様式2号）
- 就労等の状況に関する書類（様式第3号、(別表) 就労の状況を確認できる書類の写し）

飯綱町長 様

飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金同意兼誓約書

1 同意事項

この補助金の交付の申請に当たり、住民登録状況及び町税の納付状況を調査すること。

2 誓約事項

補助対象となる奨学金の返還に関して、他の助成制度の適用を受けていません。

申請日から起算して、10年間町内に居住します。

交付決定後の事情変更により、飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金交付要綱第3条各号に掲げる全ての要件のいずれかを満たさなくなった場合及び飯綱町から転出する場合には、ただちに飯綱町に申し出ます。

飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金交付要綱第8条による補助金の額の決定を取消し、返還を命じたときは、飯綱町が指定する方法により、飯綱町が定める期限までに遅滞なく返還します。

上記に同意・誓約の上、申請します。

申請者 住 所
氏 名

様式第3号（第6条関係）

就 労 証 明 書

年 月 日

飯綱町長 様

雇用主 住 所
名 称
代表者署名
又は記名押印 ⑩

次のとおり、就労していることを証明します。

就 労 者 氏 名	
就 労 者 生 年 月 日	年 月 日
就 労 者 住 所	年 月 日
勤 務 先	住所 電話番号
	事業所名
業種・所属部署名	
就 労 年 月 日	年 月 日から
雇用期間の定め	あり・なし（ありの場合：年 月 日まで）
雇 用 の 状 況	継続中・退職（退職日 年 月 日）
就 労 日 数	（月平均）約 日
勤 務 時 間	時 分から 時 分まで

<事業所担当者>

所属 _____
氏名 _____ ⑩
電話番号 _____

【雇用主の方へ】

この証明書は「飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金」の申請手続きに必要な書類です。押印は社印（担当者印は認印）をお願いします。また、訂正箇所がある場合も社印等により修正していただきますようお願いいたします。なお、記載内容について、お電話等により照会させていただく場合がありますので予めご了承ください。

※この証明書は「飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金」の申請手続きに必要な書類です。

年 月 日

様

飯綱町長

飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで公布申請のあった 年度飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金について、飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり（交付・不交付）を決定しましたので通知いたします。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付決定条件

- (1) 飯綱町若者U・I・Jターン者等奨学金返還支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに町へ届けること。
- (3) この補助金の交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

3 不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金返還命令書

年 月 日

様

飯綱町長

年 月 日付けで決定した飯綱町若者 U・I・J ターン者等奨学金返還支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

返還理由	
返還金額	金 円
返還期限	年 月 日